

事業者の皆様へ（お願い）

支給認定（現況）申請書兼保育利用申込書等（以下、「申請書等」という。）の提出時に個人番号（マイナンバー）等が必要です。

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、平成28年1月より支給認定に係る手続きの際、申請書等に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。制度の趣旨をご理解の上、個人番号（マイナンバー）の記載にご協力をお願いします。

【本人確認（番号確認・身元確認）が必要です】

個人番号（マイナンバー）を記載した申請書等を提出する場合、なりすましなどを防止するため、個人番号（マイナンバー）が正しい番号であることの確認（番号確認）と番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要となります。支給認定に係る手続きの際は、下記書類について確認し、申請書の施設記載欄に記入をお願いします。

◎申請者本人が申請書等を提出する場合

- ・本人の番号確認書類（下記の番号確認書類一覧を参照、原本に限る）
 - ・本人の身元確認書類（下記の身元確認書類一覧を参照、原本に限る）
- （例）申請者が児童の父で、父が申請書を提出する場合。

◎代理人が申請書等を提出する場合

- ・本人（申請者）の番号確認書類（下記の番号確認書類一覧を参照、写しも可）
 - ・代理人の身元確認書類（下記の身元確認書類一覧を参照、原本に限る）
 - ・委任状（申請書等の上部に記入欄あり）
- （例）申請者が児童の父で、児童の母が申請書を提出する場合。

番号確認書類一覧

個人番号通知カード、個人番号記載の住民票の写し、個人番号記載の住民票記載事項証明書

身元確認書類一覧（A書類1点、またはB書類2点）

A書類	運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書、その他町長が適当と認める書類（住民基本台帳カード（写真付き）など）
B書類	被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険）、組合員証（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合）、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、その他町長が適当と認める書類（住民基本台帳カード（写真なし）、医療受給者証、生活保護受給者証など） （注）「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が記載されているものに限る

【申請に係る手続きの流れ】

利用希望者（申請者）から入園の申し込み



入園の内定をし、申請者に支給認定（現況）申請書兼保育利用申込書（以下、「申請書」という。）を渡す。



申請者が申請書を提出にくる。

◎申請者本人が申請書を提出する場合

- ・申請書に「申請者」「申請児童」「世帯全員の個人番号」が記載されているかを確認する。
- ・申請者本人の番号確認書類と身元確認書類を確認する。

◎代理人が申請書を提出する場合

- ・申請書に「申請者」「申請児童」「世帯全員の個人番号」が記載されているかを確認する。
- ・申請者本人の番号確認書類を確認する。
- ・代理人の身元確認書類を確認する。
- ・委任状（申請書の上部に記入欄があります。）を確認する。

確認後、申請書の下部にある「施設記載欄」に、各記載事項について記入し、町に提出する。

記載事項：受領年月日・施設名・利用契約の有無・利用開始予定日
個人番号の記載・番号確認書類・身元確認書類

施設記載欄記入例

※施設記載欄		受領年月日：平成28年 1月29日	
施設名		利用契約（内定）の有無	
〇〇幼稚園		有 <input type="radio"/> 契約・ <input checked="" type="radio"/> 内定（平成28年 2月 1日） ・ 無	
備考		利用開始予定日	
		平成28年 4月 1日	
個人番号の記載	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
①番号確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input checked="" type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し等	<input type="checkbox"/> 無
②身元確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input checked="" type="checkbox"/> 顔写真付身分証明書（運転免許証等） <input type="checkbox"/> その他書類2つ	<input type="checkbox"/> 無